

## 論文

## 別荘地・軽井沢の発展過程の研究

## その四

— ショー師の眞の業績 —

先の論文、「別荘地・軽井沢の発展過程の研究」その三  
— 伝えられるショー師の『業績』 — において、著者は、

軽井沢は他の別荘地と異なり、強固な開発意志の持つ法人  
がないままに別荘地となり、それが故にショー師という個  
人の業績を高く評価する風潮が生まれたことを述べた。ま  
た彼の功績とされる軽井沢を最初に「発見」し、内外に紹  
介したとの言説は実態と大きくかけ離れており、また最初  
に別荘を設けたことについても、その具体は良くわからな  
いことを示した。<sup>(1)</sup>しかしショー師と同時代の軽井沢の人々  
が彼に恩義を感じているのは確かであり、何らかの功績が  
あったに違いない。それが何であるのかを本論文で追求す  
る。

## 一 外務省資料と土地台帳、それぞれの特徴

ショー師による別荘建築について、当事者やその周囲の  
記録には混乱がある。<sup>(2)</sup>それを打開するためには行政文書ほ  
かの資料の活用が考えられる。但し文書の利用には大きな  
障壁のあることに留意しなければならない。それは、外国  
人による不動産所有は実態として進んでいたにもかかわらず、国法に反する行為であって、いわばヤミの行為である  
から、文書に現れることは例外的であったという事実である。  
すなわち不平等条約の第一段階の改善が図られる明治  
三二年まで、外国人は横浜、神戸などの居留地および築地  
などの開市場内のみでしか生活・居住できないのが原則で  
あり、したがって一般の日本人が居住する地域での不動産  
取得はあり得なかった。事実日本人名義による外国人の

江 川 良 武

不動産取得が拡がっていくのであるが、日本側は不平等条約によって処罰権を事実上失っており、有効な対抗措置を講ずることができなかった。しかし外務大臣は実態を把握しておく必要があると考えたのであろう、各県知事に外国人の土地・家屋の所有の実態を記した報告書を提出せしめている。以下、これを「外務省資料」という。

「外務省資料」は、県知事配下の警察部を動員して調査したものであって、ほとんど唯一の外国人所有の実態を報告する公文書である。しかし一方でこの活用には限界のあることも知っておかねばならない。それは外国人の所有実態の把握が必ずしも充分ではなく、また外国人所有の土地の位置を特定することが容易でないことである。補足率が必ずしも高いとはいえない原因の一は、仮に資金の出所が外国人であっても公文書たる土地台帳（後述）に記載されている名義人の日本人こそが、権利の保持者ではないかという「真の所有者」が定義次第で変わるといふ現実である。

原因の二は、不動産取引に係わった人々は、警察の聴取に際し、その違法性を糾弾する世論の下で、実態を過小に申告したはずである。警察は調査に苦勞したらしい。信濃毎日新聞・明治三十一年一月二七日付は、軽井沢について、「頗る調査の困難なりし由は予（記者・著者注）の仄聞する處」、「他の事項に関しては頗る快活、淡泊なりし斯地人士

の談話が、独り此項に於いてのみ稍其然らざるものありしを嗟む」と報じている。土地の位置の把握が困難であることの理由は、「外務省資料」で記載される地番が、今は用いられていない明治九年頃に設定された旧い地番であるからである。これはその際に描かれた地積図・「字一筆限地図帳 信濃国佐久郡軽井沢村」によって現地番と対照できる可能性があるが、これを保管する法務局は非公開としており利用できなかった。なお、平成二二年に発表された某論文<sup>⑤</sup>ではこれを活用しているが、閲覧の取扱が変わったとのことである。

「外務省資料」と並んで有効な資料は土地台帳である。

今日の登記簿に相当するものであって、軽井沢地区の場合は明治二三年四月ごろから昭和二〇年代までの土地の性状や権利関係が記載され、長野地方事務局佐久支所で閲覧できる。当然の事ながら明治三二年まで名義人は日本人のみであり、外国人の名称は一切現れない。しかし名義人の日本人が特定の外国人と特別の関係にある場合は実所有がその外国人と推定できる場合があり、また外国人が母国へ帰国すると同時に名義人の異動があるばあいなどは、真の所有者が浮かび上がることもある。土地台帳には現在用いられている地番が記載されているから、「外務省資料」と併用すれば有用である。

これまでも宮原<sup>(4)</sup>や穴戸<sup>(5)</sup>は、これら「外務省資料」や土地台帳を利用してはいるが、必ずしも分析が充分とはいえない。本論文で取り扱うジョー師の場合、十二、三歳のころから自宅で生活を共にした今井寿道の名義で不動産を取得しているが、ジョー師の存在を過大に見た故であろう、逆に今井名義の土地・家屋は全てジョー師の所有としてしまった。ジョー師の上司・ビカステスが来日後は今井が彼のチャプレンすなわち秘書役として常に行動を共にしており、今井名義の土地の購入は全てその立場で行っている。けっして今井はジョー師の指揮下にあったわけではなかった。彼はジョー師以外の人々の代理として不動産を購入することも大いにあり得たのであって、この前提に立って「外務省資料」、土地台帳などを分析すべきであるが、これまでそれをしていないように見える。宮原は「すべてをジョー個人が買ったのかどうかは定かでない。」としながらも、「ジョーの関係している土地が約五万坪に達したのだ。」と、結論を急ぎ過ぎている。なお、名義人の中に今井以外の英国聖公会関係者は見当たらないから、ジョー師ほかの英国聖公会関係者は専ら彼名義で土地を購入したと考えられる。

## 二 外務省資料と土地台帳の照合

「外務省資料」の内、長野県分は明治二五年から三一年

にかけて毎年提出されている。いずれも表形式であり、「外国人が土地と家屋の双方を所有する場合」と、「借地の上に建物のみ所有する場合」の二種類がある。明治二六年度報告が土地の購入年や建物の構造など表示項目が最も多いから、この年の「外国人が土地と家屋の双方を所有する場合」の今井寿道名義のみを表1に示す。表2は土地台帳から、同じく今井寿道名義の土地に限りて諸情報を抜き書きしたものである。ただし表の横幅の制約のため、地上権の設定・移転関係は省略した。

「外務省資料」と土地台帳を対照するためには共通項を見出す必要がある。土地の購入年月は両者の記載が一致する場合が多いから、共通項として適当と思われる。そこで期間を明治二三年三月以前、

明治二三年一二月、二四年七月、

表1 「外務省資料」明治26年報告（今井寿道名義分）

| 番地  | 地坪数   | 地価   | 土地売年月 | 買価(坪) | 地所売主   | 構造・棟数 |    | 家屋築年月  | 建坪   |      | 家屋管理者  | 所有外人 | 国・職業     |
|-----|-------|------|-------|-------|--------|-------|----|--------|------|------|--------|------|----------|
|     |       |      |       |       |        | 平屋    | 二階 |        | 平屋   | 二階   |        |      |          |
| 甲17 | 800   | 0.06 | M19.6 | 0.04  | 佐藤耕平   |       | 1  | M19.7  |      | 45.0 | 佐藤耕平   | ジョー  | 英・宣教師    |
| 甲16 |       |      |       |       |        |       | 1  | M21.6  |      | 24.5 |        |      |          |
| 甲15 | 1260  | 1.47 | M24.7 | 0.05  | 佐藤仲右衛門 | 1     |    | M23.10 | 33.5 |      | 佐藤仲右衛門 |      |          |
| 無番  | 12000 | 1.14 | M25.1 | 0.04  | 佐藤愛三郎  | 1     | 1  | M25.6  | 12   | 30.0 | 佐藤杏六   | スワオン | 英・商人・宣教師 |

表2 土地台帳上の記録(今井寿道分)

| 小字  | 旧地番 | 坪数           | 購入前所有者  | 購入時期     | 名義変更のための売却? その時期と相手 | 教会関係の所有権取得状況  | 大正までの俗人への所有権移行 |
|-----|-----|--------------|---------|----------|---------------------|---------------|----------------|
| 北聖川 | 4   | 16500 (9530) | 白根勝次郎   | M28.9.19 |                     | T8 一部、ヒルダ 伝道会 | T8 一部 野沢源治郎    |
| 清水頭 | 13  | 12000        | 島崎広助    | M25.1.22 |                     | フレイサニー宣教師団    | M32 末松謙澄       |
| 南紀神 | 49  | 300          | 不明      | M23.3以前  | M30.2.12            | フレイサニー宣教師団    | T12 徳川義親       |
|     | 50  | 150          | 不明      | M23.3以前  | M30.2.12            | フレイサニー宣教師団    | T13 徳川義親       |
|     | 56  | 150          | 佐藤深太郎   | M23.12.1 | M29.12.9            | 増島六一郎         | T2             |
|     | 57  | 210          | 佐藤新次    | M23.12.1 | M29.12.9            | 増島六一郎         | T2             |
|     | 59  | 390          | 稲垣正直    | M24.7.17 | M29.12.9            | 増島六一郎         | T2             |
| 祝神  | 61  | 1230         | 佐藤新次    | M23.12.1 |                     | カナダ英教会宣教師団    | S26 日本伝道隊      |
|     | 61  | 624          | 不明      | M23.3以前  |                     | カナダ英教会宣教師団    |                |
|     | 62  | 1            | 不明      | M23.3以前  |                     | カナダ英教会宣教師団    |                |
|     | 62  | 2            | 不明      | M23.3以前  | M30.6.10            | 福島弥兵衛         | T13            |
|     | 68  | 1            | 稲垣正直    | M24.7.17 |                     | カナダ英教会宣教師団    | T13            |
| 大塚山 | 990 | 720 (高林董平)   | M23.3以前 | M21.9.10 |                     | カナダ英教会宣教師団    | T8             |
|     | 1   | 720          |         |          |                     | カナダ英教会宣教師団    | T8             |

地番4の括弧書き坪数は明治28年11月15日に岡本 純(カヒンス)への分筆後の数字  
地番990の括弧書きは登記簿による

明治二五年中、明治二八年中の四つに分け、それぞれで購入された土地をA、B、C、Dとして「外務省資料」と土地台帳を対照した(表3)。なお明治二八年に新たな今井名義の土地・家屋の情報に「外務省資料」に追加されているから、この分を追加している。ただし二八年様式は簡略化されているから建物の敷坪などが欠けている。Cの「一三一番地、Dの四」一番地は、それぞれ明治二五年、二八年に取り引きされた唯一の土地であるから、「外務省資料」

と土地台帳の対照が自動的に決まる。図1における字・清水頭、北聖川地区がそれぞれにあたる。清水頭の土地はスワン(Sydney Swann)の別荘用地である。彼は日本聖公会教役者名簿によると明治二五年に来日、神戸で宣教師をしていたが、明治三〇年に離日している。その後、明治三二年に子爵・末松謙澄がここを買収した。明治三四年に刊行された地図「信州軽井澤之全景」では既に末松の別荘とされている。北聖川の土地は「ピカステスの別荘用地である。

表3 土地台帳と「外務省資料」の対照

| 土地台帳（１）         |      |         |       |     |    | 外務省資料（２）   |           |           |          |           |       |                   | (1)(2)<br>から判断<br>した地区<br>区分 |
|-----------------|------|---------|-------|-----|----|------------|-----------|-----------|----------|-----------|-------|-------------------|------------------------------|
| 坪<br>総計         | 坪数   | 現地番一部推定 |       | 旧地番 |    | 土地<br>買年月  | 土地<br>買年月 | 家屋築<br>年月 | 最旧<br>番地 | 所有<br>外国人 | 地坪数   | 構 造 ・ 敷<br>坪、(棟数) |                              |
|                 |      | 地番      | 枝番    | 地番  | 枝番 |            |           |           |          |           |       |                   |                              |
| 2124            | 300  | 49      | 1-3   | 49  | 1  | 23.3<br>以前 | 19.6      | 19.7      | 甲17      | ショー       | 800   | 二階・45.0           | A 1                          |
|                 | 150  | 50      | 1,3,5 | 50  | 1  |            |           |           |          |           |       |                   |                              |
|                 | 60   | 62      | 2-4   | 62  | 2  |            |           |           |          |           |       |                   |                              |
|                 | 624  | 60      | 1     | 61  | ロ  |            |           |           |          |           |       |                   |                              |
|                 | 270  | 60      | 2     | 62  | 1  |            |           |           |          |           |       |                   |                              |
|                 | 720  |         |       | 990 | 1  |            | 21.9      | 21.6      | 甲16      | ショー       |       | 二階24.5            | A<br>(大ヶ塚)                   |
| 2670            | 150  | 55      | 1,3   | 56  |    | 23.12.1    | 24.7      | 23.10     | 甲15      | ショー       | 1260  | 平屋・33.5           | B 1                          |
|                 | 210  | 57      | 1     | 57  | 1  | 23.12.1    |           |           |          |           |       |                   |                              |
|                 | 390  | 59      |       | 59  |    | 24.7.17    |           |           |          |           |       |                   |                              |
|                 | 1230 | 60      | 1,2   | 61  | 1  | 23.12.1    |           |           |          |           |       |                   |                              |
|                 | 90   | 60      | 1     | 68  | 1  | 24.7.17    |           |           |          |           |       |                   |                              |
|                 | 600  | 63      | 1     |     |    |            |           |           |          |           |       |                   |                              |
| 12000           |      |         |       | 13  | イ  | 25.1.22    | 25.1      | 25.6      | 無番       | スワオン      | 12000 | 平屋・12、<br>二階30.0  | C<br>(清水頭)                   |
| 16500<br>(9530) |      |         |       | 4   | 1  | 28.9.19    | 28        | 28        | —        | ピカステス     | 10530 | 2 棟               | D<br>(北聖川)                   |

土地買い、建築の年は明治  
旧地番4の括弧書き坪数は明治28年11月15日に岡本 純(ガビンズ)への分筆後の数字

「信州軽井澤之全景」にもその位置にピカステスの別荘として注記がなされている。Aの九九〇―一番地は字・大塚山の一角であり、「外務省資料」における甲一六も別荘建築年などより大塚山であることが明らかであるから、土地台帳との対照が容易である。図1における大塚山地区がそれにあたる。

Aの内、九九〇―一番地以外のものならびにBにグループ分けしたものは、土地台帳上の筆が細かく分かれており、筆を適切に「まとめる」ことをしなければ「外務省資料」と対照ができない。また土地の地番もその後、土地の合筆、分筆が繰り返されたために、今日の地番図には現れないものが多数存在する。合筆、分筆の経緯は土地台帳に一部説明されているが、それも文字がかすれていることも多く、少なくとも著者の力では判読することが出来ない。合筆、分筆による新しい地番は、それまでより若い番号が与えられるが、この原則のみでは、今井名義の地番の現位置を決めることも難しい。そこで、今井名義の複数の筆より成る土地の「まとまり」は次の特徴を持ってしていると想定した。

① 特定の個人・法人によって、後に地上権や所有権が設定される際に、同様の「まとまり」で処分されることが多い。

② まとまった土地の外形は、それらの便宜を受けられるよう、道路と用水の双方に接する。このような想定に基づい

図1 今井寿道名義の土地(全体)



てAを1、2にBを1、2、3に細分し、それぞれを「外務省資料」と対照させた。中山道の東南側に設定したA1は地番の変化が少ないから「外務省資料」と土地台帳の対照が比較的容易である。B1の五五、五七、五九番地も同

じ頃に買収され、後に共に増島六一郎に名義変更され、しかも一貫して基督教会の用地であったから、これらも一つのまとまりとして認定できる。六一―一、六一―ロ、六一―一番地については、どの位置に対応させるかは悩ましいところであるが、同時期に購入したA1と連なる土地だろうとの判断から、中山道の西北側にA2として設定した。六〇番地は坪数が小さく一貫して地元民と思われる小林某の所有であった。したがって六一―一は中山道から入ることが出来ないから、A2あるいはB1の取得後の購入と判断した。

「外務省資料」は土地台帳に比べて坪数が少ない場合が多いが、警察の追求に過小に申告したのであろうか。なお、宮原はシヨ―師の土地は五万坪以上としたが、土地台帳上では合計で二万六千坪程度にしかない。一般に土地台帳上の坪数は、当時の測量技術の未熟さや、税金を低く抑えたいが故の「縄伸び」とよばれる過小申告があり、実態よりも小さいのが通常といわれる。現在の国土調査後の登記簿には現代測量技術による正確な面積が記載されているが、多額の謄本請求経費を要することから著者はそこまで調査をしていない。

外国人による不動産の所有権は大正年代を待たねばならないが、地上権は明治三二年から外国人にも認められ、そ

の年に至ると一斉に五〇〇年などの長期権利が設定され始める。この意図について、断定的なことは言えないが、地上権は長期の権利を確保しさえすれば所有権より土地の実質支配権が大きいから、結果的に日本人名義者による横領リスクに備えることになったことは確かである。ただし今井名義の土地の内、佐藤孝一が「最初の別荘」と呼ぶ大塚山の九九〇——番地はシヨ一師の死後二〇年近く経つ大正八年まで地上権が設定されていない。またビカステスは明治三〇年に死亡しているが、彼の別荘用地はその後今井名義のままであり、大正八年になって聖公会系のヒルダ伝道会に譲渡された。このように地上権が大正まで設定されないのは珍しい例であり、シヨ一師、ビカステスの一家やそれぞれの遺族の、今井への信頼感の表れとも思われる。また、それ以外の今井名義の土地は、早々と地上権の設定がなされており、シヨ一師、ビカステスの一家以外の人々の思惑がからんでいた可能性が高い。

### 三 シヨ一師が建てた「別荘」の軒数

「外務省資料」は、シヨ一師が明治一九、二一、二三の各年に三軒の別荘を建てたとする。調査対象が「所有分」であるから、勿論、シヨ一師が高林より借り上げたものは入っていない。ところが前著、「別荘地・軽井沢の発展過

程の研究 その三——伝えられるシヨ一師の『業績』——」で示したこれまでの論争は、全て別荘が二軒であったことを前提にしている。<sup>(8)</sup> 建築の経緯、場所などの記憶、伝聞を無理に二軒に当てはめたことが混乱の原因であろう。「外務省資料」は、警察組織を使って調べ上げ、明治二五年から三十一年までの報告にも一貫性があるから、この方に分があると考えたい。つまり別荘は三軒であって、年代順に第一、二、三号別荘と名付けると、佐藤孝一の説から第一号が、R・D・M・シヨ一の説から第三号の建築が落ちていられると思われる。ここで問題となるのは穴戸が写真などを根拠にしている主張である。明治一九年の最初の別荘は平屋とするが、佐藤孝一やR・D・M・シヨ一の主張、「外務省資料」では二階建てであり、これだけが異説となる。ここで写真に付された英文を検討してみる。「First house occupied by a Foreigner Archdeacon Shaw 1886」における「First house」とあるが「First place」とあるいは「First site」とは書いていない。「写真の建物はシヨ一が最初に借り上げたものではあるが、他の場所にあったもので、後にここに運んできた」と解釈できないだろうか。「Occupied」は「占有」であり、「所有権はないが使っている」という含意がある。撮影時に写真の場所の所有権は今井名義となっていたのであるから「Occupied」は移

設前の状態を表しているのと見るのが適当だろう。このように解釈すれば、佐藤孝一の記事と同様、大塚山の別荘を建てた後に高林の居宅を取得、移転し第三別荘としたことになる。

#### 四 第一号別荘

第一号別荘の位置について、R・D・M・ショールは基督教会の前にあったとする。ここで図2を参照されたい。今日のショール記念礼拝堂である基督教会やショールハウスが建つ区画、五六、五七一、五九番地は、今井名義で購入されて以来、今日まで一部の変更を除けば分筆・合筆がなくそのまま推移している。第一号別荘は基督教会の直ぐ前にあったとされているから、基督教会と中山道との間の約二五段の間にあったことになる。本論文というB1に建てていたことになり、そうだとすれば、別荘の所有者権者であるショール師がこの土地を明治一九年の段階で取得していなければならぬ。ところが、B1の土地は実は明治二三年末に至るまで地元の佐藤某、稲垣らの所有であった。当時は土地も信用取引であって、土地台帳上の名義変更が数年遅れることはあり得たという見方があるかもしれない。しかし表1や3から見ても明らかのようにそういった実例は皆無である。建築が土地買収よりやや早いという例はあるが、

建築開始の認定あるいは土地台帳登録手続きなどに関係する「誤差」の範疇であろう。明治一九年段階で今井名義となっていた土地は、中山道をはさんで反対側のA1か、B1と同じ側のA2である。著者は、第一号別荘はA1に建てていたと考える。巡礼に戸を叩かれたとするのであるから、道路際にあったのは間違いなく、水の便を当時の人々が専ら頼っていた用水はA1を流れていたからである。A2であれば、中山道を横切って取水に行くしかない。そしてA1もR・D・M・ショールの「基督教会の前」の範疇に入ると考える。<sup>3)</sup>R・D・M・ショールが基督教会の前と書いた際の視点は約二〇〇<sup>4)</sup>離れた旅館つるや、あるいは長く別荘生活を送った大塚山であろう。その時、R・D・M・ショールは四歳であったから、「前」は「近い」程度の意味だったのではないか、基督教会の直前と捉える必要はなからう。A1は中山道と矢ヶ崎川に挟まれ、やや狭く、わざわざ第一号別荘の用地として選ぶだろうかとの否定的見方があるかもしれない。しかし明治四三年の大洪水までは矢ヶ崎川の水の大半は用水に流れ込み、宿場内で少なくとも五つの大型水車を回していた。<sup>10)</sup>A1の背後は増水時にも余水が流れる小川程度であったのであり、矢ヶ崎川の川幅は現在より狭く河床も高かったはずである。約四五〇<sup>11)</sup>の下流の西村伊作邸の敷地は現在の河床より約二<sup>12)</sup>高いが、買収時は



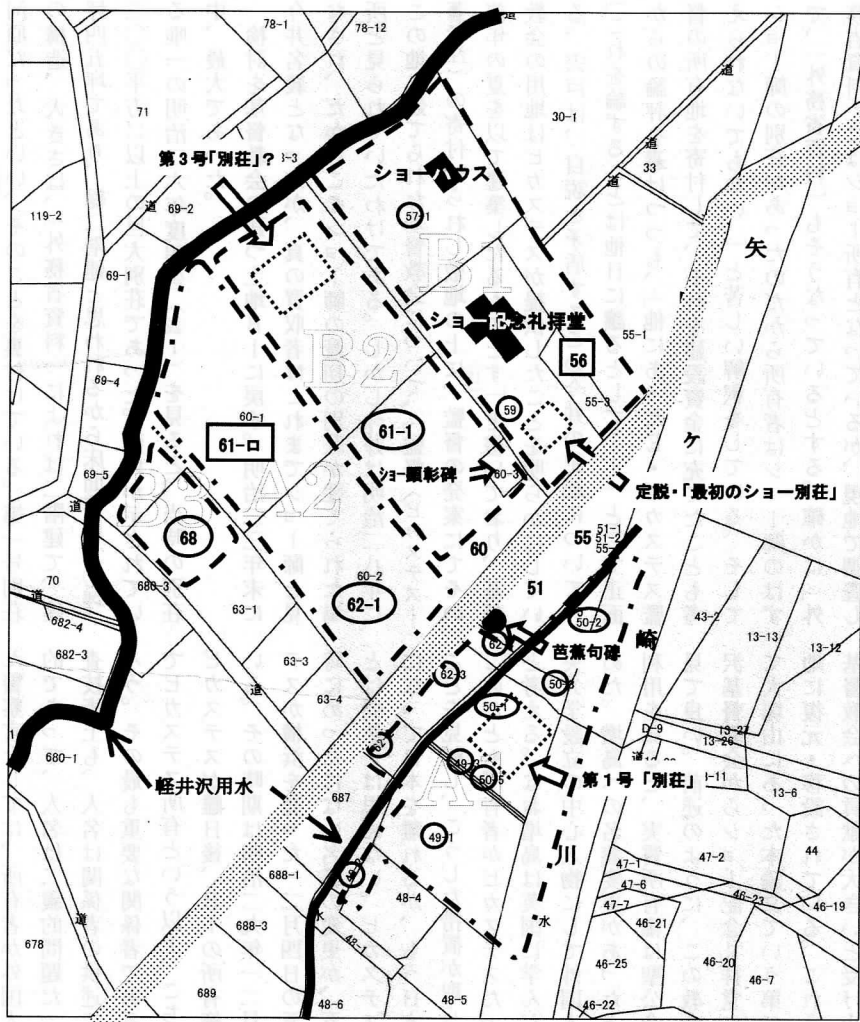


図2 今井寿道購入の土地（南祝神・祝神地区のみ）

一点鎖線：明治23年3月以前に購入された土地A、普通鎖線：明治23年末～24年に購入された土地B、それぞれの区分数字は本文参照

小文字数字：現代（2012年）の地番、円の囲みは今井名義の地番、親番のみの囲いは当時未分筆

大文字数字：現在とは異なる場合の明治期地番、円の囲みは今井名義であってかつ公図から場所を特定できる場合、四角の囲みは今井名義であるが公図にも記載がなく推定による場合

河原だったといひ、<sup>(11)</sup>そのことを裏付けている。第一号別荘の構造、大きさは、「外務省資料」によれば二階建て、建坪四五坪であり、総二階建と思われるから床面積は九〇坪、三〇〇平方<sup>メートル</sup>以上の巨大別荘であった。建坪が示されている唯一の明治二六年度報告(表一)を見ると、当時の別荘中、最大であった。

検討を基督教会の建つ土地B1に戻す。明治三年末に今井名義となったが、真の買収者はこれまでショール師と見なされ、だからこそショール師の最初の別荘が建てられた場所と見られていたわけである。しかし今井は明治二八年にこの地に建てられた基督教会について、「監督(ビカステス―著者注)の寄付せられし敷地の上に、監督の発案にてその前年の夏を以て建築したるものとす」と書いており、基督教会の用地はビカステスが提供したことを明らかにしている。穴戸は、自説と矛盾するこの今井の記述について、「これを論ずることは他日に譲るとして……」として正面からの論評を避けつつも、「他にあったE・ビカステス監督の所有地を寄付して、それを建設資金に充てたことも考えられないでもない。」と苦しい解釈をしている。そしてショール師の別荘があったのだから所有者はショール師のはずで、「外務省資料」もそうなっているとす。確かに「外務省資料」にはショール所有となっているが、現地で調査し

た警察官としては、所有者が外国人であるか否かが第一義的であって、人名は二義的問題だったはずである。また調査技術上も、人名は関係者の供述に基づくしかなかっただろう。その最も重要な関係者である名義人・今井が、著書でビカステス所有という以上、こちらを信ずるべきである。ビカステスが離日後、B1の所有権は増島六一郎に移っている。その時期は明治二九年一月九日であって、ビカステスが横浜を発った一二月四日の五日後のことである。当時にめったにない名義の変更が、五日後になされていることは偶然とは思えない。ビカステスは自力で立てない病状になって日本を離れるが、もう日本に戻ることは出来ないことを見越し、こうした措置が取られたと見るべきである。このことも所有者がビカステスだったことを強く示唆すると考える。なお増島は英国に学んだ弁護士であり、後の中央大学設立の中心人物にして外国人の顧問弁護士などを勤めた。増島への名義変更があったとはいえ、その後の土地利用を見ると、実質所有権は聖公会関係が所有し続けたと見て良い。前述のように、この教会は昭和五三年より軽井沢基督教会からショール記念礼拝堂に名称変更される。そして大塚山にあった本論文でいう第二号別荘が同じB1の敷地に復元・移設されている。これらは、ショール師の軽井沢基督教会への貢献が大きいと受け止められているのである。

うが、ビカステスのヘゲモニーと寄付によって建てられたことは前述の通りであり、しかも彼が聖別すなわち寺院における落慶法要のようなものを行っている。矢戸はシヨ一師が建築を主導、ビカステスが「大きく力添えした」<sup>(13)</sup>とするが、シヨ一一家は教会建築中、二回目の長期休暇で日本を離れていた。中部教区軽井沢ミッションも「この教会堂建設中は(シヨ一師は著者注)日本に不在でした」といいながら、「A・C・シヨ一司祭が教会堂の建築施工に関わった可能性は高い」とし、さらに「この建設はビカステス主教の発案によるものとされていますが、その指示の下で、A・C・シヨ一司祭の主導、そしてJ・G・ウォーラー司祭の協力で実現したと考えられます」<sup>(16)</sup>としているのも理解に苦しむところである。ビカステスが去った翌年の明治三〇年はシヨ一師が基督教会を宰領したであろうが、翌三一年には心臓肥大が悪化、礼拝の司会、説教も医師から止められる<sup>(16)</sup>。軽井沢に同年と三三年に来ることはできたが、充分な活動はできなかったろう。そして明治三五年三月に亡くなる。基督教会の運営面でも貢献したのは一年のみであったと思われる。

現在、シヨ一記念礼拝堂の前に「シヨ一師記念胸像」が立つが、これは昭和六〇年の最近に属する年代のものである。その西南側にシヨ一記念碑がある。この設置はシヨ一

師死亡直後から検討されていたが、実際には明治四一年に至って実行された。この敷地は平成一一年よりシヨ一記念礼拝堂と一体化されたが、それまでは教会敷地外であった。これについては第三号別荘とも係わるのでそこで触れる。

またシヨ一記念碑の管理も教会ではなかった。それは大正一〇年に信徒達がそれを教会側が引き受けることを村が賛成するかどうかを確かめる決議をしていることからわかる<sup>(17)</sup>。もし基督教会がシヨ一師の土地の上に建てられていたとするなら、それは彼の基督教会への寄付であり大きな貢献であるから、基督教会敷地内に用地を提供、あるいは提供まで至らぬとも隣接地であるのだから管理は教会側が行うなど応分の協力があっても良かったのではなからうか。基督教会におけるシヨ一師の貢献如何をここで論ずるのは本論文の趣意ではないが、その敷地がシヨ一のものであり第一号別荘の場所であったとするのは、平仄に合わないことを強調しておきたい。

## 五 第二号および第三号別荘

第二号別荘は、佐藤孝一によれば大塚山の頂上だったとする。しかし土地台帳が示す土地は九九〇番地であって大塚山の西北側の裾である。山裾であればそこには用水が流れており、利水ははるかに容易であった。シヨ一一家がい

かに女中を使役するとしても、水路より約二〇<sup>18</sup>呎も高い頂上に別荘を構えるであろうか。建坪は二四・五であり、総二階建であるから床面積は四九坪、一六〇平方<sup>19</sup>呎であって、第一別荘の半分であった。第一号が巡礼宿と間違われることが多く第二号を建てたとされるが、四人の子供たちが大きくなるなかでこの床面積の大幅な縮小は不自然である。むしろ第一号別荘が当時の外国人別荘と比べて不釣り合いに大きいことにこそ注目すべきであろう。本当に個人用別荘だったのか、検討が必要である。

第三号別荘は「外務省資料」によれば明治二三年の建築である。そしてそれはこれまで見てきたように高林居宅の買収・移築であった。今井名義の土地の取得はこれまで見た限り、具体の建築の計画に応じて行われている。第一号別荘、第二号別荘、ビカステス、シドニーの各別荘の用地は皆然りである。用地の取得後、ほぼ一年以内に建築が行われている。将来の需要を見越して囲い込んでおくという行動様式ではない。この観点からすればB2の取得は第三号別荘の建築のためだった蓋然性が高い。いずれにせよ、第三号別荘は北用水に接していたことと思われる。この附近の北用水は二<sup>20</sup>トール以上掘り下げられており、それだけ掘削土が用水沿いに積み上げられて小高くなっている。穴戸が示す写真上の「First house」は小高いところに建てら

れており、これ故だったと考えられる。そしてこの「信州軽井澤之全景」に示されているこの家は、写真に写っている「First house」と、平屋という構造だけでなく意匠までそっくりである(図3)。なお第三号別荘は同地図上でシヨール師ではなくH・ランボールドの別荘となっているが聖公会関係者であるかどうかともわからず、解釈に苦しむところである。間違いの可能性もあると考える。シヨール師の死後、当時英国にいたN・R・シヨールに宛てたシヨール夫人の手紙には「下の別荘」を売却するつもりであることを書いている。<sup>(18)</sup>第三号別荘およびその敷地B2用地がそれに当たる可能性が高い。B2の一部が地番六〇―三のシヨール記念碑の敷地である。<sup>(19)</sup>遺族やシヨールの顕彰碑を計画していた人々にとって、売却されようとしているB2の一部を記念碑用地として残し、シヨール師のよすがにしようとしたことは充分にあり得ることである。なお、平成一年にシヨール祈念碑用地は所有者日本伝道隊から聖公会中部教区に寄贈されている。B2はA2とともに明治四五年二月に横浜の基督教書籍会社社長・英人・ブレスウェット(George Braithwaite)を経て大正三年八月にビエフ・バクストンに地上権が移転されている。バクストンとは、Barclay Powell Buxtonのことと思われ、日本伝道隊に繋がっていく。現在もB3またはA2の一角にその保養所が建っている。



人用別荘としては大きすぎるのではないかとの判断も示してきた。これらより少なくとも第一号別荘は聖公会関係者など第三者のための共用の別荘、今日の言葉でいえば保養所と見るのが合理的である。また軽井沢での外国人による第一号の土地家屋の所有を個人別荘ではなく共用施設とすることは、法的あるいは道義的にも有利であったと考えられる。既に述べたとおり、当時、外国人は不動産所有が禁じられており、不動産を取得する際に日本人名義を使うことによって法的障害を切り抜けた。ならば外国人は野放図にこの手法を使ったのであろうか。この場合の「日本人による名義貸し」は、一種のカムフラージュともいえるが、事案によってその程度には相違がある。カムフラージュの少ない順に次の三つを分けることが出来るよう。

① 生計を共にする妻などの家族を名義人（日本人、以下同様）とする場合

② 会社、教会など共に事業に係わる当事者を名義人とする場合

③ 個人の用途に供する住宅・別荘などについて、それを利用しない雇人などを名義人とする場合。

著者は外国人による不動産取得の状況を全国的にみれば、①、②は行っても③については避ける傾向のあることを論じ、日本人からの反発を恐れてか、あるいは道義的観点か

らか、日本人名義による不動産取得に自制が見られることを論じた。<sup>20</sup> 軽井沢における第一号別荘の建築に当たっても同様の配慮があったと思われる。個人の別荘ではなく共用の別荘であれば上記の②に相当する。協力者である今井、それに軽井沢の土地売却者についてもこの方が気持ちが楽であつたろう。間もなく個人用別荘についても日本人名義による取得が一般化するのであるが、最初の物件の取得は用心深かつたのではないか。「信州軽井沢之全景」に、著者が第一号別荘があつたと想定する場所、すなわちA1とおぼしき場所に「鶴屋」と注記される旅籠風の二階建て建物が描かれている（図3）。「鶴屋」は旅館つるやのことであり、多くの貸別荘を経営していた。絵地図であるだけに位置が明確でなく、果たして第一号別荘が「鶴屋」の建物と同一かどうかは断定できないが、同一とすれば、実質的に聖公会所有ではあるが、つるやの貸別荘ということにして世間の批判をかわそうとしたことも考えられる。佐藤孝一はその著「かるいざわ」において非常に饒舌であるが、「昔は中山道の宿場の一つ」というだけの寒村であつた軽井沢が、外国人の不動産所有に関し全国的な注目を集めた大事件につき一言も語っていない。この大事件については、先の論文で示したが、繰り返すと、明治二六年の帝国議会において野党が、外国人が法に背いて不動産を所有してい

ることを指摘し、対処を求めたものである。その際、輕井沢の例を冒頭に掲げており、「恰モ一國の体ヲ為シ」と一定区域が外国人に占拠された風があり、しかも「無用ノ日本人入ルベカラズ」の門前標が建っていることを問題にしている。<sup>21</sup>当時の伊藤博文内閣はこのことによって窮地に陥り、対抗のため二回にわたって議會を解散し、日清戦争を開始し野党・世論の関心をそらすことによってこの事態を切り抜けたほどの大事件であった。<sup>22</sup>これを佐藤孝一が語っていないのは意図的のしか思えない。そして第一号別荘について、一切語っていないのも不思議である。表向き、つるやの貸別荘としていたために、書くに書けなかった可能性がある。なお、つるやは茶店であったが、明治一九年頃旅館業に転身したという。外国人の来訪が転身のきっかけとなったことは明らかである。

信濃毎日新聞・明治二二年七月二七日付は、「本県滞在の西歐人」と題して、五〇名近くの人々を挙げているが、その中にショー夫妻、四人の子供およびショー師の姉が佐藤仲右衛門方に滞在としている。この佐藤仲右衛門とは佐藤孝一、佐藤不二男の父であり、「佐藤仲右衛門方」は旅館・つるやのことである。既に第一号別荘は建っていたのであるから、つるやに泊まるのは不自然である。やんちゃ盛りの幼い子供四人を抱えて、共同利用施設であるそれに

泊まるのを遠慮したのかもしれない。あるいは外国人の不動産所有を禁じている中で、第一号別荘をつるやの貸し別荘という体裁を取ったために「仲右衛門方」泊とした可能性もある。

### ビカステスの影響

これまで通説に従いショー師を主役に記述を進めてきたが、改めて彼の上司・ビカステスが第一号別荘の建築に果たした役割について検討する。ショー師が自分の家族のための別荘ではなく、共用の保養所たる第一号別荘を設けたとするなら、その前提には少なくとも英国系聖公会内部の合意が必要である。後の展開を見れば、聖公会という教派を超えた宣教師社会内での一定の暗黙を含む合意があったとしてもおかしくない。ショー師が単独でそれを企画し推進したとするには無理がある。ビカステスという実力派上司の存在をここで考えざるを得ない。

ビカステスは終生、赤痢の後遺症で悩むが、とりわけ暑い季節に症状が深刻化したようである。そのため、インドに呼び戻そうとした人々は、彼を夏期は涼しいシムラに勤務させようとしたし、明治二九年に重篤状態になり英国に移送される際、医者から暑い地方を通らないようにと指示され、途中に陸路があるにもかかわらず北米経由を選んで<sup>23</sup>いる。ビカステスは日本においても夏期の暑さを警戒して



いたはずである。彼が日本への赴任を打診されて受けることを決意するまで、あるいは日本への出発まで、日本に関する勉強を行ったに違いない。サトウの「中央部・北部日本旅行案内」は単なる旅行案内ではなく、日本の地誌に関する当時最高の文献でもあったから、出発前にそれを読んでいた可能性は高い。そして軽井沢が避暑地として優れているとの記述を気に留めていたかも知れないのである。

彼は暑い日本の夏をどう過ごしたのであろうか。明治九年に來日、シヨ―師の家に寄留した後、九月上旬まで一ヶ月以上にわたって避暑を兼ねたと思われる北海道巡行を行っている。明治二〇年八月には短期ではあるが軽井沢で避暑生活を送っている。明治二一年は、四月より一―月まで英国に出張、日本の夏を免れている。明治二二年以降、二六年までは不明であるが、今井の著書によれば夏に目立った実績を残していないことは明らかであり、軽井沢などで避暑をしていた可能性が大きい。明治二七、二八年には軽井沢からの手紙が残っているなど避暑をしたことが確認できる。明治二九年には自身の別荘を建てている。なお「外務省資料」では二八年に建築したとなっているが、これは建築開始を意味するのであろう。彼は自身の病氣問題を離れて、休暇取得の大切さを人にも説いてきたとの証言もある。いずれにせよ、ピカステスは避暑に熱心だったことは

確実である。

佐藤孝一はシヨ―師とディクソンが軽井沢のバイオニアとしたが、その後の軽井沢を記述した多くの著述者も、先行する多少の来訪者を認めたとしても、概ねその見方を受け入れてきた。それは軽井沢が外国人にとって容易に訪れることの出来ない場所と見なされていたことを意味するが、事実は先の論文に見てきたように多くの外国人が訪れるポピュラーな町であった。春に來て「思いもかけぬ避暑適地を見つけ、早速、夏にやってきた」という「ストーリー」は最早成り立たない。それだけに四月に「視察」、七月に「避暑」を開始するというこの性急さについては何らかの説明が必要である。ピカステスは明治一八年一〇月に日本行きを決意したが、自身の持病を考慮し、東京のシヨ―師に適切な避暑地の探索を依頼、シヨ―師はそれを受けて明治一九年春に軽井沢に視察を行ったという推測も説明の一つになり得ると考える。

ピカステスはまた英国系聖公会の權益をめぐって米国系聖公会と激しい摩擦を引き起こしつつあった。それに関する噂は宣教師社会にも拡がっていたことであろう。そして第一号別荘を米国聖公会系を含む他宗派の宣教師が利用したことも事実である。少なくとも結果として摩擦を和らげたことであろう。



これまでは第一号別荘の建築背景につき述べてきた。では他の三つの別荘についてはどうであろうか。シヨ―師の没後の明治三六年、シヨ―夫人は三男のR・D・M・シヨ―と一人娘のドロシアの教育のため、一旦、日本を去って英国に居住する。中国にいたN・R・シヨ―への一〇月二日付手紙の中で、「軽井沢の私達の別荘三軒の全てを来年は賃貸に出す」と書いている。<sup>(28)</sup>これよりシヨ―家の別荘は三軒だったことを確認できる。なお、先にも記述したように、前年の手紙には「下の別荘を売却するつもり」とあるが、それまでに売却したとの記事は見当たらないから、最初からシヨ―師の別荘は三軒だったのだろう。第二号、三号、四号別荘がそれである。第二号別荘のみが自家用であり、第三、四号は元々賃貸用だったと考える。

宍戸はシヨ―師を含む宣教師たちが自分達の別荘以外にそれぞれ何軒もの別荘を持ったが、これは知人達への便宜供与を目的にしたもので営業ではなかったとする。<sup>(29)</sup>この判断の根拠は示されていないが、恐らく宣教師は一般に豊かであって利殖の必要がなく、また営業という世俗に入り込むはずがないとの思いこみがあるのではなからうか。宣教師は当時の日本人一般に比べて生活水準が高かったことは確かであるが、それは母国の宣教師団体から送られる俸給が高いということではなく、ひとえに日本の物価が安いとい

う事情による。子弟が一定年齢に達すれば、教育のため母国に帰すのが当時の外国人の一般的風習であったが、仕送りを行うとなればこの利点は完全に消える。シヨ―夫妻にしても、四人の子供をいずれ英国に送るための教育資金の備蓄は深刻な課題であったろう。そして後年、上の二人の息子も、日本から、経済的余裕がなければ行けないとされる英国オックスフォード大学に送るが、この時期の息子宛の夫人の手紙が数多く残っている。いずれの手紙にもお金に苦しむ痛ましい姿が生々しく表れており、<sup>(30)</sup>また別荘の賃貸による利益の胸算用なども書かれている。<sup>(31)</sup>シヨ―師の貸別荘が営利であったことは確実であり、他の宣教師の貸別荘も同様であったろう。仮にシヨ―師のみ利益を上乗せしていたなら、賃貸料は相場より高くなったはずであり、お金に執着しているとのそりを受けたことであろう。それは言説から見てシヨ―師が最も避けたかったことであって、突出した行動を取ったとは考えられない。勿論、貸出先が宣教師であれば便宜供与という側面もあったろう。しかし別荘の取得に手元の資金を費やし、毎年の建物の維持管理にも経費を要したのであるから、相応の料金を受けとることに遠慮はなかったと考えられる。

当時、軽井沢宿の旅籠の多くが現在のJ R 軽井沢駅周辺の新軽井沢に移設され、軽井沢宿に外国人が快適に宿泊で

きる施設は本陣や脇本陣などわずかだった。勿論、避暑客の増加に伴い、後のホテル万平となる亀屋などそれまでの旅籠が営業を強化しはじめるのであるが、通年利用を期待できる箱根などとは異なっており、夏だけの需要であったから、自ずから投資も控えめであり収容力は充分ではなかった。軽井沢での避暑を始めた外国人が、さきがけの立場を活用して未だ極端に安い土地を買収し、貸別荘を提供したことは、避暑地・軽井沢の重要なインフラ整備であったと評価することが出来る。

明治年代に外国人によって別荘地が開設されたのは、軽井沢を除けば宮城県高浜、御殿場、奥日光、六甲、野尻湖などである。これらはいずれも日本人の居住地域から離れた原野であって、まとまった土地を一気に取得することができたから、外国人の開発主体が成立し、メンバーシップ制を採用した。この場合、不特定の人間が別荘地に入り込むことを制限したから、賃貸別荘は存在し得ない。それに引き比べ、軽井沢は既存の宿場の周辺に個人がそれぞれ別荘用地を取得するほかに、メンバーシップ制は存在しなかった。誰もが避暑生活を送ることができ、別荘の賃貸営業も可能であるというのは特異な環境だったということが出来る。時代は下るが、昭和初期の軽井沢について、花里は別荘の所有・滞在様態を調べた。キリスト教の宣教団体

あるいは宣教師所有の別荘が外国人所有の八〇%を占め、しかも同一人物による複数別荘所有が少なくなかったことを示した。また外国人所有の別荘について、所有者が滞在中の別荘の二倍近くは所有者以外が滞在する別荘であり、軽井沢にやってくる宣教関係者の多くはこうした別荘を利用して避暑生活を送ったことを明らかにしている。避暑地・軽井沢の草創期のみならず、少なくとも戦前期までは、軽井沢の避暑においてこの貸別荘は大きな役割を果たしたことは明らかである。

先の論文で見てきたようにシヨ―師が軽井沢に来る五年以上前から一人、二人の避暑客があった可能性は大であるが、この段階ではリゾートとはいえない。社交あつてのリゾートの発展であり、そのためには先ず数十人規模の、ある意味での同質集団の集合が必要である。シヨ―師はピカステス主導の下に先ず共同利用施設としての別荘建築の現地監督を務めた。また今日のようなデベロッパが未発達だった当時、貸別荘がインフラとして大きな役割を果たしたが、シヨ―師は軽井沢における別荘需要の大きいことを見、地元民との人脈を活用してその魁をつとめ、公益と私益が両立する別荘貸与モデルを提供した。これが端的なシヨ―師の功績だったと考えられる。

- 註1 江川良武、二〇一六、「別荘地・軽井沢の発展過程の研究 その三」、「信濃」、第六八巻第二号、一四五～一六一頁
- 2 前掲1、一五七頁
- 3 梅干野成央、二〇一〇、「軽井沢における保養地景観の形成過程」、日本建築学会計画系論文報告集、六四七号、一〇四頁
- 4 宮原安春、一九九一、『軽井沢物語』講談社、六五頁
- 5 穴戸実、一九八二、「A・C・シヨオの来歴とその建築の研究(Ⅱ)」、嘉悦女子短期大学研究論集No.二六(一)、五七～八頁、六〇頁
- 6 前掲4、六八頁
- 7 軽井沢古書りんどウ文庫、一九九八再発行、「信州軽井沢之全景」、明治三四年九月七日発行
- 8 前掲2
- 9 原文では“a house on a site in front of the place where Christ Church now stands.”
- 10 前掲7
- 11 朝吹登水子、一九八五、『私の軽井沢物語』文化出版局、一一〇頁
- 12 今井寿道、一九一六、『エドワード・ピカステス』日本聖公会出版社、七五頁、Samuel Bickersteth, 1899, “Life and Letters of Edward Bickersteth”, M.A., Sampson Low, Marston & Company, London, p467にも基督教會がピカステスの寄付により出来たことを書いている。
- 13 前掲5、四九頁
- 14 日本聖公会中部教区軽井沢ミッション、二〇一〇、『軽井沢ショー記念礼拝堂一一五年の歩み』二八頁
- 15 前掲14、二九頁
- 16 前掲14、三八頁
- 17 前掲14、五二頁
- 18 Norman Rymer Shaw, 1991, “The Diaries of his Life in Japan and China from 1888 to 1932, Volume 1-Early Years to 1913”, Edited by Alexandra Grandy, p154
- 19 前掲14、四一頁に「教会敷地内に記念碑が建立された」とあるがこれは間違いと思われる。
- 20 江川良武、二〇一五、「別荘地・軽井沢の発展過程の研究その二」、「信濃」第六七巻第九号、六九四頁
- 21 現行条約励行建議案理由、一八九三、「秘書類纂 外交編」四三九頁
- 22 石田謙治の日本史、  
<http://www.keiijishida.jp/%E9%80%A%E5%8F%B2/%E6%98%8E%E6%B2%BB/12-%E5%88%9D%E6%9C%9F%E5%A%D%B0%E4%BC%9A%E3%81%A8%E6%94%BF%E5%BA%9C/>
- 23 Samuel Bickersteth, 1899, Life and Letters of Edward Bickersteth, M.A., Sampson Low, Marston & Company, London, p456
- 24 前掲23、一九二頁
- 25 前掲12、一〇三五二頁

- 26 前掲12、一九頁
- 27 前掲1、一五三頁
- 28 前掲18、一九六頁
- 29 六戸實、一九八七、『軽井沢別荘史』住まいの図書館出版局、一四七頁
- 30 前掲書18、一一六頁、その一部を記す。「私の貧乏な息子よ、私達がどれほど生活を切りつめなければならぬかを知って悲しむことでしょう。貴方が我々がどれほど貧乏であるか理解するのは難しいこともわかります。」
- 31 前掲18、一四九頁
- 32 白井堯子、一九九九、『福沢諭吉と宣教師たち』未来社、七九頁に、シヨ一師の言として「日本にいる外国人の一般的性格は、大変な金銭亡者だということです。残念なことに、宣教師にもそういう人がいるのです。」の一文がある。
- 33 花里俊廣、二〇一二、『戦前期の軽井沢の別荘地における外国人の所有・滞在と対人的環境の様態』、日本建築学会計画系論文集、七七(六七二)二五二頁
- (えがわ・よしたけ 長野県軽井沢町長倉二六三—一四二)

## 雑誌関係要目(二)

### 古代文化 (五九五)

日本古代の国司制度に関する再検討

—平安中後期における任用国司を中心に—

渡辺 滋

縄文／弥生移行期の鹿角製儀器の二者

—棒状鹿角製品と有鉤鹿角製品について—

川添 和暁

長屋王邸の「竹」——タケ進上木簡から考

える古代のタケの用途——畑中 彩子

滋賀県多賀町 大谷遺跡発掘調査概要

音田 直記

狭川 真一

朝鮮半島の炊事文化が古墳時代の日本列島に与えた影響と受容過程 —北部九州

地域及び近畿地域を中心に—

鄭 修鈺  
中野 咲

庄田 慎矢 矢

西洋古代史(一九三四年)(1) 角田 文衛

覚書 東大寺献物帳(二十一)

—正倉院宝物の原簿— 米田 雄介

正倉院宝物を十倍楽しむ(2) 山本 忠尚

インド考古学通信(8)(最終回) 小茄子川歩

双環柄頭短剣鋳型の発見

—滋賀県高島市上御殿遺跡— 中村 健二

齋藤忠博士の生涯と業績——坂詰 秀一

山本隆志著『東国における武士勢力の成立と展開——東国武士論の再構築——』

長村 祥知

南川高志著『新・ローマ帝国衰亡史』

井上 浩一

丸島和洋編『論集戦国大名と国衆14 真田氏一門と家臣』

伊東隆夫・山田昌久編『木の考古学 出

土木製品用材データベース』浦 蓉子

山中裕著『栄花物語・大鏡の研究』

野口実著『坂東武士団の成立と発展』 高橋 照美

黒田基樹編著『シリーズ・中世関東武士の研究 第12巻 山上杉氏』 元木 泰雄

村松 晋『聖学院大学研究叢書9 近代日本精神史の位相—キリスト教をめぐる思索と経

験』 聖学院大学出版会

吉田ゆり子・八尾師誠・千葉敏之編『画像史料論—世界史の読み方—』

東京外国語大学出版会

丸島和洋編『論集戦国大名と国衆14 真田氏一門と家臣』

岩田書院

岩田書院

岩田書院

岩田書院

岩田書院

岩田書院